

○ 改正附則第3項に規定する検証（モニタリング）を実施する目的、方法等

モニタリングを実施する目的

① 必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁から全面解禁に至るまでの期間を、全面解禁のための準備期間と位置付け、この間に、弊害防止措置が有効に機能するかどうかをチェック（必要に応じて当該措置の見直し（措置の厳格化及び緩和等）を実施）して、全面解禁時には万全を期することができるようにすること

② 全面解禁の実施時期の適切性の検証

全面解禁の要件とされている「保険契約者等の保護のために必要な場合」に該当しないこと（又は該当すること）を確認するため、銀行等による保険販売の実施状況を把握すること

モニタリングの実施方法

上記の目的を達するためには、銀行等による保険募集体制の整備状況や法令等遵守の状況をチェックする必要がある、そのための方法として、以下のものが考えられる。

① 当局検査による法令等遵守状況の把握

② 販売チャネル別販売実績の監視

③ 金融サービス利用者相談室等に寄せられた苦情・相談の収集、分析等

④ 主な保険会社、銀行等その他の関係者からの定期的なヒアリング（保険募集体制の整備状況等の把握）

その他留意事項

① 不適切な事例や苦情・相談の収集・分析等にあたっては、販売件数の増加の状況や他の販売チャネルにおける発生状況等に留意することが必要。

② 全面解禁の期日の見直しは、不適切な保険募集の発生状況やその原因、行政処分の発出状況、訴訟提起の状況などを総合的に勘案して判断するものであること。